

社援発 0 4 2 3 第 4 号
平成 3 0 年 4 月 2 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

平成 30 年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について

標記の国庫補助金に係る協議については、次の事項に留意の上、別紙「社会福祉施設等整備計画協議要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県市」という。）における施設整備計画協議書等を各地方厚生（支）局宛提出されたい。

1 平成 30 年度予算に係る社会福祉施設等施設整備費について

平成 30 年度予算については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力が発揮できるよう障害福祉サービス事業所等の基盤整備に必要な経費として、約 72 億円を計上しているところである。

平成 30 年度の施設整備は、平成 29 年度の積み残しと平成 30 年度整備協議により、相当の協議額が見込まれるため、施設整備後の利用状況に係る会計検査院の指摘を踏まえつつ、限られた予算を効果的に執行するため、平成 30 年度に係る国庫補助協議については、真に緊急性及び必要性の高い施設等の整備に厳選して協議されたい。

2 補助対象事業について

平成 30 年度の施設整備費の間接補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、別添のとおり単価の改定を行うこととしているので留意されたい。

上記以外の取扱いについては、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援 1005003 号事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び本通知に基づき協議されたい。

3 整備方針について

(1) 整備対象について

近年予算を大幅に上回る協議となっていることから、各都道府県市においては、今回の協議にあたっては、下記優先的整備項目等にご留意いただき、優先順位を付して協議されたい。

なお、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の障害福祉計画に位置づけられているか及び「(2) 留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただきたい。また、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画（以下「第5期障害福祉計画等」という。）に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

<優先的な整備対象について>

- ア 一億総活躍社会の実現を図る観点から、障害のある方が安心して生活できる環境作りのための共同生活援助（以下「グループホーム」という。）や就労支援事業所等の整備、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、長期入院精神障害者の住まいを確保するためのグループホームの整備を図るもの
- イ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築の整備を図るもの
- ウ 施設利用等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築整備を図るもの
- エ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの
- オ 国土強靱化地域計画に位置づけられ整備を行うもの
- カ アスベストの除去等の整備を図るもの
- キ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- ク 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について（留意事項）」（平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号）を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- ケ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- コ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの

- サ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備（以下「地域生活支援拠点整備」という。）を図るもの
- シ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ス 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

（２）留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、基本指針において「平成 32 年度末時点において、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2 パーセント以上を削減することを基本」としている。

このため、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。

また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第 5 期障害福祉計画等に位置付けられていることを条件とする。

この他、次の事項に留意されたい。

- ア 単年度事業を原則とし、真に緊急性及び必要性の高い整備を協議対象とすること
- イ 現行の障害保健福祉圏域及び市町村の障害福祉サービス等の需要見込み（人口、障害者数等を勘案）及びサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、当該圏域及び市町村で実施する必要性が認められるものであること
- ウ 単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ、施設整備の目的、計画等が具体的であること
- エ 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること
- オ 建設用地の確保が確実であると認められること
- カ 関係市町村との調整が十分行われていることを前提とし、新たに事業所等

を創設する場合は、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること

キ 障害者が地域社会と日常的に交流することができるよう、事業（施設）の立地条件等で配慮がなされているものであること

ク 当該地域で訪問系サービスや居住系サービスが併せて実施される予定であるもの又は、既に実施されているものであること

ケ 就労・訓練事業等整備、発達障害者支援センター整備については、本体工事と一体的に整備するものであること

コ グループホームについては、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ、原則として入所施設又は病院の敷地外に設置されるものであって、さらに創設の場合にあっては1共同生活住居の定員が4人以上10人以下のものであること

また、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることを認めているものの算出にあたっては、以下のとおりとする。

○地域生活支援拠点の整備の一環として行う場合（短期入所を行う場合は別途加算を算定）

- ・1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価（＋短期入所整備加算）

- ・1つの建物の定員の合計が20名まで 本体単価×2（＋短期入所整備加算）

○日中サービス支援型グループホーム（短期入所を併設）

- ・1つの建物のグループホームの定員の合計が10名まで 本体単価＋短期入所整備加算

- ・1つの建物のグループホームの定員の合計が20名まで 本体単価×2＋短期入所整備加算

なお、都道府県知事が認めた地域移行支援型ホームについても、グループホームの単価を用いて算定することとする。

サ エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること

シ 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

ス 公立施設を民間に移譲・貸与等する際に必要となる施設整備は、原則地方負担により対応すべきものであること

セ 新設にあたっては、建物の立地や構造等について、適宜、土木部局等の関係部局と連携するとともに障害児・者の安全面に配慮すること

4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

施設整備費において、高率の補助や政策融資など公費で賄われる仕組みを悪

用した事件が発生したことを契機に、施設整備に係る審査及び法人認可に係る審査を厳格に行うことが不可欠である。

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

（1）設置主体の適格性の審査

ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと

イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと

ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと

エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと

オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること

カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと

（2）社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）、社会福祉充実計画

ア 社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認すること

イ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、各種財務書類にて確認されたいこと

（3）並行審査

ア 社会福祉法人の設立に伴う国庫補助協議について、独立行政法人福祉医療機構の融資を受ける場合は、各都道府県市が行う法人審査及び同機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしていること

イ このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は同機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認めら

れた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたいこと
ウ なお、同機構への融資申請が国庫補助協議よりも著しく遅延することのないよう、法人に対して指導されたいこと

エ ア～ウについては、法人が同機構からの融資を受けようとする場合における留意点であり、社会福祉法人の設立に当たって民間金融機関からの融資を妨げるものではないこと

(4) 対象施設の決定及び公表

ア 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること

イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること

ウ 公表は、設置主体（社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は「設立準備委員会」とし、役員就任予定者も公表すること。

5 障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備について

(1) 障害者支援施設等における防犯対策の強化に係る整備については、「大規模修繕等」対象事業として行うこととしており、施設と一体的に実施する工事を補助対象としているため、設備・備品のみの購入費用は補助対象にはならないこと。

(2) 平成 30 年度からの防犯対策については、平成 28 年度当初予算以前と同様「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日社援発 1005006 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく取扱いとし、引き続き補助対象としていること。

6 グループホーム等におけるスプリンクラー整備について

既存施設のスプリンクラー整備については、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005007 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「スプリンクラー通知」という。）により対応しているところであるが、平成 30 年 4 月以降においても、例えばこれまでスプリンクラー等設置義務のなかったグループホームが入居者の状況変化により、障害支援区分 4 以上の者が概ね 8 割を超えることに伴い設置義務が生じる場合があることから、引き続きスプリンクラー通知による取扱いを行うこととしていること。

7 その他の留意事項について

国の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が国庫補助金の対象事業となる場合は、「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金に係る財産処分の手続き等に関する留意事項について」（平成21年10月6日社援保第1006第1号、障障発第1006第1号）に基づき、同通知別紙1の財産処分（取りこわし）協議書を添付すること。